

# 外国人メイドの香港居留権

## — Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration 事件における香港基本法解釈に関する一考察 —

大東文化大学国際関係学部国際文化学科 廣江 倫子

### Foreign Domestic Helpers' Right of Abode: Vallejos Evangeline B. v. commissioner of Registration and the Interpretation of the Basic Law

Noriko HIROE

#### 1. はじめに

##### 1-1. 問題の所在

世界有数の人口密集地である香港において、移民問題は必然的に注目度の高い社会問題でありつづけた。香港居留権に関する訴訟は、香港での世論を沸騰させてきた。1997年の香港返還により、香港特別行政区が成立し、香港特別行政区基本法（以下、香港基本法）が実施されているが、その運用にあたり、香港居留権の規定は、常に耳目を集めてきた。まさに「香港居留権に関する訴訟は、香港社会に対して社会的、経済的および政治的インパクトを、不可避的に及ぼしてきたのである。」<sup>1)</sup>

香港居留権は、香港基本法 24 条が規定する基本的人権である。とりわけ 24 条 2 項 4 号は、香港に通常連続 7 年以上居住すれば、香港を永住地とする非中国籍の人にも香港居留権が与えられるとしている。そこで、多くが香港の各家庭に住み込みで、長いものでは 30 年以上も働く外国人メイドにも、香港居留権が付与されるのかどうか争われたのが本件<sup>2)</sup> (*Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013)、以下、外国人メイド事件) である。

1970 年代から、主に東南アジア諸国から香港に就労した外国人メイドの存在は中産階級を中心に香港の家族の在りかたを根本的に変えた。外国人メイドが家事全般を担うことにより、多くの香港人女性がキャリアを継続し、香港の経済発展に及ぼした貢献は計り知れない。<sup>3)</sup> こうした、外国人メイド達の一部は、香港基本法 24 条 2 項 4 号が規定するように香港に 7 年以上通常居住しており、香港で退職後の生活を送るあるいは家族を香港で養おうと考えた。<sup>4)</sup>

原告はフィリピン国籍の女性で、フィリピン国籍の夫と 5 人の子どもを持つ香港で働く外国人メ

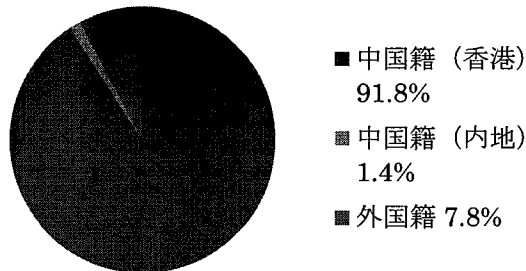
イドである。原告は1986年に、メイドとして香港に渡航し、以来、同じ雇用者の下で複数回の労働契約の更新を経て働いている。原告は、労働契約完了ごとに、フィリピンに帰国し、香港への再入国許可を更新してきた。2008年に原告は香港居留権の申請をしたが、登記所は、移民条例の規定をもとに、原告に香港居留権(Permanent identity card)の発給を拒否した。移民条例2条(4)(a)(vi)は、香港域外からのメイドは、香港に通常居住しているとはみなされないとしている。原告は、決定を不服として登記審判所(Registration of Persons Tribunal)に訴えたが却下された。そこで、原告は2010年12月、香港高等法院に訴訟を提起し、移民条例2条(4)(a)(vi)は香港基本法24条2項4号に違反し違憲であると主張した。<sup>5)</sup>

### 1-2. 香港における外国人メイドの概況

ここで、香港における外国人メイドの訴訟当時の概況を示しておこう。香港の外国人メイドの圧倒的大多数がインドネシアとフィリピン出身者である。この傾向は現在でも変化がない。

香港における外国国籍保持者の概説を示すと、次の通りとなる。【表1】は、2011年香港人口センサスにて明らかとなった香港の国籍別人口である。700万人超の人口の約90%超が中国籍の香港人・中国人であり<sup>6)</sup>、残りの約8%が外国国籍保持者である。<sup>7)</sup>

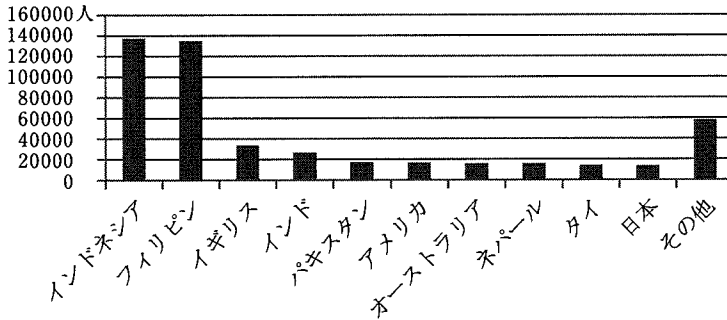
【表1】香港における国籍別人口(2011年)



(出所) 「Census and Statistics Department, Population Census 2011, Population by Nationality, 2001, 2006 and 2011 (香港特別行政区政府統計所 人口センサス2011(国籍別人口))」 (<http://www.census2011.gov.hk/en/-main-table/A105.html>) を参考に筆者作成。

【表2】は、2011年の外国国籍保持者の国籍別内訳および人数を示している。突出しているのは第1位のインドネシア国籍保持者および第2位のフィリピン国籍保持者で、それぞれ13万7,403人、13万5,081人が香港で就業している。続いて、イギリス、インド、パキスタン、アメリカ、オーストラリアといった旧宗主国イギリスに関連した国籍保持者が続いている。しかし、第3位のイギリス国籍保持者数が3万3,733人ということからも分かるように、インドネシア・フィリピン両国出身者と比べて現在ではその人数は比較的少ない。<sup>8)</sup>

【表2】 香港における外国国籍保持者数（2011年）

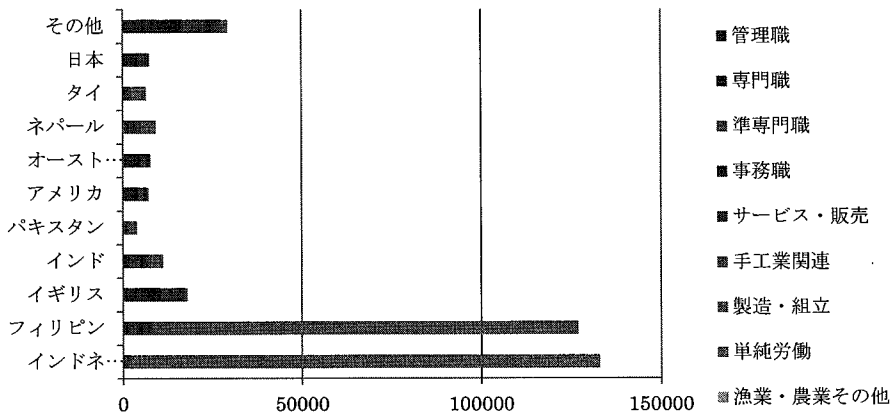


(出所) 「Census and Statistics Department, Population Census 2011, Population by Nationality, 2001, 2006 and 2011 (香港特別行政区政府統計所 人口センサス2011 (国籍別人口))」 (<http://www.census2011.gov.hk/en/main-table/A105.html>) を参考に筆者作成。

【表3】は、香港における外国人の国籍および職業別人口を示している。一見して、外国籍保持者の中で、国籍によって就く職業にかなりの違いがあることが分かる。とりわけフィリピン・インドネシア国籍保持者は、突出して単純労働就業者が多い。また、インドネシア国籍保持者の男性は792人しかいない反面、13万2,091人が女性である。フィリピンも同様に、5,434人の男性に対し、12万940人が女性である。これは多くが香港でメイドとして就業していることを示唆している。<sup>9)</sup>

このように、香港は、香港に居住する中国人を主体としつつも、約8%が外国国籍保持者である非常に国際化された地域であり、この8%の外国国籍保持者のほぼ全員がインドネシアおよびフィリピン出身の外国人メイドとなっている。

【表3】 香港における外国人の国籍および職業別人口（2011年）



(出所) 「Census and Statistics Department, Population Census 2011, Working Population by Nationality, Sex and Occupation, 2011 (香港特別行政区政府統計所 人口センサス2011 (2011年国籍、性別及び職業別人口))」 (<http://www.census2011.gov.hk/en/main-table/C122.html>) を参考に筆者作成。

### 1-3. 香港社会へのインパクト

2010年12月時点で、11万7,000人の外国人メイドが、香港に7年以上居住していると推計された。<sup>10)</sup> この点に鑑みると、香港基本法24条が「7年通常連続居住」の要件を満たせば香港居留権が付与されると規定したことの意味そして本訴訟が潜在的に持つ可能性は計り知れない。

実際に本訴訟提起の社会的インパクトは大きかった。外国人メイドが香港居留権を取得したとすると、いかなる雇用政策による規制をも受けなくなり、香港永住性居民として香港労働市場に流入し、一層の競争激化を招く。そればかりか、義務教育、公共住宅、保険サービスや生活保護といった公的サービスへの負担となると考えられた。<sup>11)</sup>

香港世論は沸騰した。第一審判決直前に、満18歳以上の約800名の香港居民を対象に、企業経営者を主な支持母体とする親中派政党である自由党によってアンケート調査が行われた。【表4】はその回答を示している。それによると、80%以上の回答者が、外国人メイドが香港居留権を取得し、結果として香港永住性居民の身分を取得することに反対していた。<sup>12)</sup>

【表4】 外国人メイドが香港永住性居民の身分を取得することに賛成かどうか

かなり賛成	賛成	反対	かなり反対	分からない
3.9% (31人)	5.5% (44人)	32.9% (262人)	51.9% (413人)	5.8% (46人)

(注) 2011年8月2～3日実施、電話調査による。

(出所)「自由党『外傭爭取居港權』民調公布」(<http://www.liberal.org.hk/event-20110804.html>)を参考に筆者作成。

また、同アンケートによると、多数の外国人メイドが香港永住性居民となることを防ぐための有効な措置として、50%以上の回答者が、政府が行政措置を取り、外国人メイドの香港就労を6年までとし、就労後は出身国に帰国しなければならないことを規定すべきとした。と同時に、特筆すべきは、全体の26.7%が何等かの方法で、全人代常務委の香港基本法解釈を期待していた【表5】。<sup>13)</sup>

【表5】 外国人メイドが香港永住性居民となることを防止する効果的な方法はなにか

政府はいかなる方策も取らず、法院の判断を待つ	9.9% (79人)
政府が、法院の審理以前に、全人代常務委に香港基本法解釈を要請する	16.8% (134人)
終審法院で外国人メイドが勝訴した場合、政府が全人代常務委に香港基本法解釈を要請する	6.4% (51人)
政府の行政措置により、外国人メイドの香港就労を6年まで許可し、出身地へ帰国する必要を明記	55.4% (441人)
全人代常務委が自主的に香港基本法を解釈する	3.8% (30人)
分からない	7.7% (61人)

(注) 2011年8月2～3日実施、電話調査による。

(出所)「自由党『外傭爭取居港權』民調公布」(<http://www.liberal.org.hk/event-20110804.html>)を参考に筆者作成。

外国人メイド団体も集会を開いた。外国人メイドは香港の発展に貢献し、香港永住性居民となるのが妥当であり、政府が法院の判決後全人代常務委に解釈を要請しないことを訴えた。同時に、勝訴した場合、数10万人の外国人メイドとその家族が香港居留権を申請し香港に定住すると一部の政党が主張しているのは不確かな情報であり誇大な報道であると指摘した。外国人メイドは「外国人メイドたちの香港で生活する時間は出身国よりも長く、香港永住性居民になる権利がある。」と主張した。<sup>14)</sup>

白熱した議論を受けて司法省は、第一審の審理直前に、この問題について見解を示すときは、法院と法律制度を尊重し、法院の判断に影響するようなコメントを差し控えるようにと要請した声明を発表するほどだった。<sup>15)</sup>

以上、外国人メイドの概略および香港の社会背景から見た訴訟提起のインパクトについて述べた。これらを踏まえて、本稿においては、終審法院判決を、全人代常務委への香港基本法解釈の点から明らかにする。まず次節では、事件の概要について明らかにする。次に香港における外国人メイドの就労制度に触れる。そして、下級審の判決とそれに対する香港政府の全人代常務委解釈を求める動きを追ったうえで、最後に、終審法院の香港基本法解釈に関する議論を考察する。

## 2. 事件の概要

### 2-1. 事件の概要および関連条文

原告はフィリピン国籍で、1952年にフィリピンで出生した。彼女は1974年にフィリピン国籍の夫と結婚し、5人の子どもがいる。彼女の夫と4人の子どもはフィリピンに居住しており、長男はアイルランドに居住している。夫妻はフィリピンに不動産を持ち、彼女は小さな商店と蒸留水ビジネスを営んでいた。1986年8月にメイドとして香港に渡航し、1987年2月から現在まで同じ雇用主のもとで複数回の契約を更新し働いている。契約終了ごとにフィリピンに帰国し、そのつど、外国人メイドとして香港再入境の許可が更新されてきた。<sup>16)</sup>

香港基本法24条2項4号は、中国国籍以外の者が香港居留権を取得する方法について、次の通り規定している。<sup>17)</sup>

24条2項 香港特別行政区の永住民は下記のものである。

4号 香港特別行政区成立以前または以後に有効な旅行証明書を所持して香港に入り、香港に通常連続7年以上居住するとともに、香港を永住地とする非中国籍の人。

移民条例2条(4)(a)は、以下の通り香港の「通常居住者」と扱われない場合を規定している。彼らは香港永住性居民の資格はなく、香港居留権を取得できない。

2条(4) 以下の者は香港の通常居住者とは扱われない。

(a) 香港に滞在するいかなる期間において、以下に該当するもの。

(vi) 香港域外から渡航しメイドとして雇用されるもの。

したがって、移民条例2条(4)(a)により、香港域外から渡航し、外国人メイドとして雇用さ

れるものは、香港基本法24条2項4号の規定する連続7年以上の通常居住による香港居留権を取得することはできない。そこで移民条例2条(4)(a)は香港基本法に違反し無効であるかどうか争われた。

## 2-2. 双方の主張

原告<sup>18)</sup>は、香港基本法24条2項4号の「香港に通常居住する」という文言は、判例上確立された「自然で通常の意味(natural and ordinary meaning)」を示すと主張する。そして香港基本法24条2項4号の「通常居住」がそうした意味をもち、香港に居住する外国人メイドに適用されるために、香港の外国人メイドは香港基本法が規定する「通常居住」するものとして処遇されねばならない。したがって、移民条例2条(4)(a)(vi)は、外国人メイドを「通常居住」するものとして扱われることを除外しようとしているため、違憲である。<sup>19)</sup>

原告は、イギリスのShah事件<sup>20)</sup>におけるScarman卿(Lord Scarman)の定義を根拠として、香港に「通常居住」しているとは、その語句の「自然で通常の意味」に照らすと、極めて単純に、香港にいるものが「合法的に、自発的にそして定住の目的をもって、生活の一部として居住すること<sup>21)</sup>」であるととした。これに従えば、外国人メイドは、仕事や教育や事業目的で香港に居住しており、通常居住しているものとみなされている他の者と同じように、この定義内に含まれるとされた。したがって、意図的に外国人メイドを除外している移民条例2条(4)(a)(vi)は、香港基本法24条2項4号に違反し、違憲である。<sup>22)</sup>

入境事務所所長<sup>23)</sup>は、次の二点から反論した。

第一に、香港基本法24条2項4号の「通常居住」の意味について、この解釈にあたり、Scarman卿の定義を議論の出発点とするが、原告の香港居住形態は例外的事例であり、一般的な「自然で通常の意味」の範囲から逸脱しており、「通常居住」の概念には該当しない。外国人メイドに適用される著しく制限的な条件は、例外的な事例に該当することを示しており、外国人メイドを「通常居住」の例外とすることは、香港基本法24条2項4号と合致する。<sup>24)</sup>

第二に、香港基本法は、「通常居住」の概念の枠外にいる人々を決定する立法裁量(margin of discretion)を立法に与えている。これが、立法が移民条例2条(4)(a)で行ったことであり、立法が伝統的に行ってきた、定義を手助けするという役割であり、除外される人々を明確にすることにより、誰が香港永住居民として扱われる資格があるのかを決定する目的で、「通常居住」の概念を明らかにしている。香港基本法は、1997年7月1日以降の法制度の継続の一環としてこの立場を採るべきである。立法がScarman卿の定義を尊重し、中心となる意味を理解し、「通常居住」の概念の枠外にある例外を制限する限り、終審法院は立法の行為を香港基本法24条2項4号と合致するとみなさねばならない。<sup>25)</sup>

加えて、入境事務所所長は外部文書の利用と全人代常務委への香港基本法解釈の要請を主張した。つまり、終審法院が、香港基本法24条2項4号で用いられる概念の意味に疑義を持つ限り、終審法院は、条文の解釈のために、外部文書を参照しなければならない。外部文書には、香港基本法が

公布された1990年4月以降の文書が該当する。<sup>26)</sup>

最終的に、終審法院が全人代常務委の1999年6月26日の解釈を考慮する必要があるれば、終審法院は、香港基本法158条3項に従って、全人代常務委に、前述した二つの論点の解釈を行うように、香港基本法158条1項に従って要請しなければならない。<sup>27)</sup>

以上、原告と被告の主張をまとめると、論点は以下の3点となる。第一に、香港基本法24条2項4号の「通常居住」の意味はなにか。外国人メイドとしての就労もこれに含まれるのか。第二に、香港基本法24条2項4号の立法意図を理解するために、外部文書を利用できるのか。第三に、全人代常務委に解釈を要請すべきか。終審法院で上記論点がどのように扱われたのかを考察する前に、次節ではまず、香港における外国人メイドの就労制度について概説する。

### 3. 香港における外国人メイドの就労制度

#### 3-1. 外国人メイド政策

1970年代半ばからの共働き世帯の増加により、香港において、メイドの需要が高まった。メイドを香港域内で調達するのは非常に困難であったため、外国人メイドが、フィリピン、インドネシア、ネパール、インド、パキスタン、タイ、スリランカを含む諸外国から調達された。外国人メイドの数は1974年に881人であったものが、1986年には28,951人、1990年には70,335人、2010年12月31日には285,681人に増加している。そのうち、117,000人が、連続7年以上香港で働いている。明らかに、外国人メイドは貴重かつ基本的な労働力となっている。そして多くの外国人メイドは、同じ雇用者と複数回の契約更新を行っており、メイドとして働く家庭と強い個人的な絆を結んでいる。<sup>28)</sup>

香港政府は外国人メイドの香港への渡航および就労を許可する政策を採った。この政策は、1990年に入境事務所によって発行された「説明書 (Explanatory Notes)」において、次のように明らかにされている。

「メイドおよび他の未熟練労働者は、香港に定住することは許可されない。彼らは特別の雇用においてのみ、すなわち雇用主が限定された特定の職業において、期限付きで、香港滞在が許可される。…メイドは原則として、香港において雇用主を変えることはできない。家族を香港に呼び寄せることもできない。」<sup>29)</sup>

#### 3-2. 外国人メイドの就労条件

外国人メイドが香港で就労し居住する条件は制限的であり、入境事務所所長の管理下にある。外国人メイドの雇用は、雇用主が入境事務所所長に外国人メイドとして雇用する予定者のビザを申請することから始まる。ビザを発給する前に、入境事務所所長は、申請者の財政能力と住居を提供する能力を審査する。また、雇用主と外国人メイド双方に関連法規に違反した前歴がないかなどを審査する。<sup>30)</sup>

外国人メイド就労制度の核となる特徴は、香港滞在許可が契約期間と関連付けられている点である。2年間の契約期間を満了すると、外国人メイドは出身国に帰国しなければならない。契約が早く終了した場合、例外的な場合を除いて、外国人メイドは、雇用主を変えることはできない。契約関係にない外国人メイドは、滞在許可期間内あるいは契約満了日から2週間以内のいずれか早い時期に香港を出国しなければならない。<sup>31)</sup>

継続した就労を希望する外国人メイドは、新規に契約を結び、香港に帰任するためのビザを申請しなければならない。しかし、香港に帰任する前に、外国人メイドは出身国にいったん帰国しなければならない。<sup>32)</sup>

外国人メイド就労制度の二つめの重要な特徴は、外国人メイドは、多くの制限のある雇用条件に服するという点である。外国人メイドは、家事労働のみに従事し、契約に明記された雇用主の住居において就労し、居住する。外国人メイドはその他の場所や雇用主のもとで働くことはできない。契約期間中は、雇用主は外国人メイドに住居と食事を提供し、契約満了時には出身国への帰国費用を負担する。<sup>33)</sup> 外国人メイドは香港に家族を呼び寄せることは許可されていない。<sup>34)</sup>

### 3-3. 通常の就労ビザとの違い

外国人メイドに対する厳しい取り決めとは対照的に、中国国籍ではない外国人労働者で通常の雇用ビザを与えられるものもある。入境事務所のビザ管理部門によると、両者の滞在条件の違いは以下の通りである。<sup>35)</sup>

【表6】外国人メイドおよび通常の外国人労働者の雇用条件の差異

	外国人メイド	通常の外国人労働者
雇用契約	2年契約	申請者が雇用主と雇用関係に入ったという証拠書類を提出(2年契約に限らない)
滞在期間	2年間あるいは契約満了の2週間後のいずれか早い時期	最初は1年間(延長する場合、通常順次2年間、2年間、3年間の延長)特別プロジェクトのための短期雇用も可
出身国への帰国	新規契約開始の前に出身国への帰国が必須 出身国へ帰国しない場合、滞在延長を申請する必要(通常1年以内)	(規定なし)
雇用主の変更	例外を除き、契約早期終了時、雇用主の変更は不許可	契約早期終了時、雇用主の変更を申請可能(要審査)
契約終了時の域外退去	滞在期間満了、あるいは契約満了の2週間後かのいずれか早い時期に香港退去(2週間ルール)	2週間ルールの不適用(調理師を除く)
家族の呼び寄せ	例外を除き、不許可	配偶者および未婚の18歳以下の子女の呼び寄せを申請可

(出所) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013), para.15. を参考に筆者作成。



通常の雇用ビザで入境を許可されたものは、通常居住者とみなされ、それゆえ香港基本法 24 条 2 項 4 号の永住性居民となる資格がある。<sup>36)</sup>

以上、香港における外国人メイドの就労制度について概観してきた。それによると、外国人メイドは香港に定住目的ではなく、特別な仕事に、限定された期間において従事するために、入国と滞在が許可されている。外国人メイドに対する極めて制限的なたりきめは香港政府の政策、つまり外国人メイドの香港への入国と滞在を、特別な目的でもって、労働市場における家事労働者の不足を埋め合わせるために許可する、ということを反映していると言えよう。

## 4. 下級審判決

### 4-1. 第一審裁判所における勝訴

第一審裁判所は、2011 年 9 月 30 日に、外国人メイドが香港居留権を獲得できるとの画期的な判決を下した。同裁判所は、外国人メイドは香港に通常居住していると考えられるので、移民条例の該当規定は香港基本法に違反していると判断した。根拠となるのは以下の 3 点である。まず、第一審裁判所は終審法院が Prem Singn 事件<sup>37)</sup> および Fateh Muhammad 事件<sup>38)</sup> において示した判断、つまり「通常居住」とは単に自発的かつ定住目的の居住のみを必要とするとの判断、を踏襲するとした。次に、終審法院が呉嘉玲事件<sup>39)</sup> において示した判断、つまり香港基本法起草後の文書<sup>40)</sup> が、「通常居住」の語句に対する中英の理解を明らかにするものではないとの判断、を踏襲した。最後に、終審法院が莊豊源事件<sup>41)</sup> において示した判断、つまり香港基本法の解釈の手助けとして香港特別行政区準備委員会が 1996 年に採択した「『中華人民共和国香港特別行政区基本法』第 24 条第 2 項実施に関する意見」(以下、1996 年準備委意見) を使用しないとの判断、を踏襲した。<sup>42)</sup>

### 4-2. 全人代常務委解釈を求める香港政府の動き

1-3. において述べたように、全人代常務委へ香港基本法解釈を要請し、この問題に解決をはかるべきではないか、という意見は根強くあった。しかし外国人メイドの勝訴を受けて、保安局長李少光 (Ambrose S K Lee) は記者会見において、全人代常務委に解釈を要請するかどうかの問いに、次のように答え、明確に否定した。

「現段階では、全人代常務委へ解釈を要請することは考えておらず、解釈要請を行わない。……控訴院において法律の観点から勝訴することを目指す。」<sup>43)</sup>

さらに立法会における答弁においても、次のように重ねて可能性を否定した。

「政府は法の支配を尊重している。政府は、香港の法律に従って、香港の司法制度内で第一審裁判所の判決を覆すことを希求している。」<sup>44)</sup>

ところで、控訴院では政府側が勝訴した。控訴院は、香港基本法 24 条の「通常居住」とは曖昧さを含んだコモン・ロー上の概念であり、香港基本法の起草者は、香港の立法に裁量を与え、立法がこの概念を定義することを意図していると判断し、移民条例による制限を合憲とした。

控訴院における政府側勝訴を受けて、保安局局長李少光は、もし終審法院での審理において、政府側が再び敗訴した場合、全人代常務委に解釈を要請する可能性があるのかという記者の質問に対して、以下の通り可能性を再び否定していた。

「最近では、香港基本法の改正や、全人代常務委による解釈に関する多くの意見や議論がある。これらは非常に論争的な問題である。政府はこうした決定を軽々しく行わず、現在はその段階ではない。香港基本法の解釈あるいは改正はまだ我々の考えにはない。」<sup>45)</sup>

しかし、終審法院での審理を前にしてついに、司法省は、全人代常務委に香港基本法の解釈を求めるに至った。司法省は1999年の「『中華人民共和国香港得行政区基本法』第22条第4項と第24条第2項第3号に関する解釈」(以下、1999年全人代常務委解釈)の効力を明らかにするように終審法院に要請したことを、明らかにした。<sup>46)</sup>

1999年全人代常務委解釈によると、香港基本法24条2項各号の立法意図は、1996年準備委員意見において表明されている。後述するように、1999年全人代常務委解釈が述べた1996年準備委員意見の法的地位と拘束力については、いわゆる「外部文書問題」として、香港法律制度において複雑な法律問題を提起し続けてきた。

司法省長官袁國強(Rimsky Yuen)は、以下の通り語った。

「…司法省は終審法院に、香港基本法158条3項に従って、1999年全人代常務委解釈の法的影響を明らかにするために、全人代常務委に解釈を求めるよう促した。というのも、本件の解決のために、これは必要だからである。…今回は、政府は全人代常務委に解釈を要請していない。そのかわり、政府は、香港の司法制度にのっとして、香港基本法158条3項に従い、終審法院に、全人代常務委に解釈を要請するかどうか考慮するよう促した。」<sup>47)</sup>

「終審法院が全人代常務委に解釈を要請するかどうかを決定することは、香港基本法158条3項のメカニズムである。それは香港の憲法秩序のメカニズムでもある。…もっとも重要なことは、全人代常務委に解釈を要請するかどうかは、終審法院がコモン・ローに照らして決定することである。したがって、法の支配へのいかなる侵害もないし、司法の独立を危険にさらすこともない。」<sup>48)</sup>

このように、司法省が終審法院に対して全人代常務委への解釈要請を要求することは、政府が直接に全人代常務委に解釈を要請するのではなく、あくまでも解釈を要請するかどうかは終審法院が決定するので、香港の法の支配と司法の独立に影響しない、と語った。この方法によって、外国人メイド問題と越境出産問題という香港居留権にまつわる様々な問題を解決することができる。そして、これは香港の独自の法律制度内で問題を解決することでもある、と強調した。<sup>49)</sup>

## 5. 終審法院判決

### 5-1. 「通常居住」とはなにか

終審法院で再び外国人メイド側は敗訴した。以下、終審法院における議論を紹介する。

終審法院は、「通常居住」の語句には、異なる状況において異なる内容が含まれるとし、外国人

メイド側が主張する内容<sup>50)</sup>のみが唯一の内容ではないとした。通常居住を主張するものの実情を審査しなければならず、そのものの居住の性質と特質を査定しなければならない。<sup>51)</sup>

終審法院によると、「外国人メイドの居住形態を見るに、その内容と質は明らかに区別される。<sup>52)</sup>」外国人メイドの入境許可は、特別の契約および契約期間のもとにある。そして、外国人メイドは、契約終了時に出身国に帰国することが求められており、入境当初より、入境許可は定住目的ではないこと、家族を香港に呼び寄せてはならないことが告知されている。<sup>53)</sup>

こうした実態を鑑みると、「外国人メイドの香港における居住は、伝統的に『通常居住』として認識される概念から質的かけ離れたものであり、結果として、外国人メイドは、香港基本法24条2項4号の『通常居住』の範囲には入らない。<sup>54)</sup>」したがって、外国人メイドは通常居住者として処遇されるべきではなく、移民条例2条(4)(a)(vi)は香港基本法24条2項4号と合致しており、合憲である。

## 5-2. 外部文書の利用可否

終審法院は、2001年の終審法院の莊豊源判決に端を発する外部文書問題にも触れた。莊豊源判決はいわゆる越境出産問題を作り出した判決で、その結果、内地女性が香港で出産する事例が飛躍的に増加した。<sup>55)</sup> 2001年には、配偶者が香港永住性居民ではない内地女性から、香港で生まれた子どもは620名だったが、2002年には1,250名と2倍になり、2005年には9,273名、2007年には18,816名、2011年には35,736名となった。2011年には、こうした状況に対して公立病院の関係者が声をあげ、香港で出産する女性の大多数が内地女性であり、内地女性の出産が香港の病院施設に過重な負担となっていることを訴えるほどに社会問題化した。<sup>56)</sup>

外部文書問題とは、前述した1996年準備委意見の法的地位の問題を指す。香港基本法24条2項各号の立法意図を明らかにするために、香港法院が1996年準備委意見を参照できるかどうかは長らく問題となってきた。

莊豊源事件は香港基本法24条2項2号に、外国人メイド事件は24条2項4号の解釈に関わる。1996年準備委意見は、上記条文の解釈をすでに行っていた。1996年準備委意見は、香港基本法24条2項が規定する「通常居住」の語句に明確な定義を与え、政府の特別な政策によって香港にとどまることを許されたものは「通常居住」に当たらないとしている。1996年準備委意見に従って1997年に移民条例が改正され、「通常居住」とみなされないものとして、外国から来て家庭内労働に従事するものが香港に居住すること、という項目が追加された。

問題は、香港基本法の公布後に発表された1996年準備委意見が、香港基本法の立法意図を明らかにする外部文書となるかどうかである。この問題は、早くも莊豊源事件において、重要論点となった。1999年に、全人代常務委は香港基本法24条2項3号に対する解釈を行ったが、このときの全人代常務委解釈は次の通り明らかにしている。つまり、本解釈が明らかにする立法意図ならびに香港基本法24条2項のその他の号の立法意図は、1996年準備委意見において現わされている。しかし、終審法院は、1996年準備委意見の適用範囲を狭く捉え、1999年の全人代常務委解釈が述べた

ことは、24条2項3号に対する解釈のみであり、この解釈は莊豊源事件において問題となっている24条2項2号の解釈には拡張して適用されないとした。そして香港法院は、香港基本法公布より時間的に後に発表された1996年準備委意見は、香港基本法の立法意図を解釈するための外部文書として用いることはできないとした。<sup>57)</sup>

1996年準備委意見の法的地位の問題は、外国人メイド事件において再び取り上げられた。第一審裁判所判決は、莊豊源事件における終審法院の立場を踏襲し、香港基本法公布後、香港基本法の解釈権は全人代常務委と香港法院のみが有し、従ってその他の機関が香港基本法を解釈した文書は、香港法院では採用されないと述べた。<sup>58)</sup>

これに対して終審法院は、まず香港基本法24条2項4号の内容を精査し確定することに努めたうえで、1996年準備委意見をことさらに参照する必要はないというスタンスをとった。つまり終審法院は、「香港基本法24条2項4号における『通常居住』の意味は明らかであるので、この条文の解釈の補助として、いかなる外部文書も参照する必要性および法的根拠は存在しない。<sup>59)</sup>」と述べて、外部文書の利用を回避した。

### 5-3. 全人代常務委への解釈要請の是非

外国人メイドの居留権問題に関して、常に全人代常務委への基本法解釈の可能性がとりざたされてきたが、香港政府はついに、終審法院に対して、全人代常務委解釈の要請を行った。以下では終審法院による議論を紹介する。

ところで、終審法院は、多くの事例において、香港基本法158条の香港基本法解釈権について言及し、その詳細を確立してきた。<sup>60)</sup>まずはそれが終審法院によって整理された。終審法院によると、香港基本法158条1項は、香港基本法の解釈権が全人代常務委にあることを明らかにしている。これは、全人代常務委が中国憲法67条4項により法律を解釈する権限を有することに由来する。終審法院は、全人代の権限を「全般的で無制限」であるとしている。つまり、全人代常務委の解釈権は、香港基本法のすべての条文におよぶ。また、訴訟が存在しないときにさえも行使される。<sup>61)</sup>

香港法院の香港基本法を解釈する権限は制限付であり、全人代常務委に授權されているような全般的な権限ではない。すなわち、第一に、香港基本法158条2項によると、香港法院には「香港特別行政区の自治範囲内の条文を、事件を解決するために自ら」解釈する権限が与えられている。したがって香港法院が解釈できるのは、自治範囲内の条文に限られる。<sup>62)</sup>

第二に、香港法院には二つの制限が課せられている。まず、香港法院は、事件を審理する過程においてのみ、香港基本法の解釈を行うことができるにすぎない。言い換えると、香港法院は、勧告的意見を与えることはできない。次に、香港基本法158条3項が規定するように、事件の解決に当たり、香港法院が香港基本法の条文で「中央人民政府の責任に当たるかあるいは中央との関係にあたる条文」を解釈する必要があるとき、香港法院は「上訴できない終局的判決を下す前に、関連条文の解釈を、香港終審法院を通じて求めなければならない。」つまりこうした事例において全人代常務委の解釈を求めることは義務であり、終審法院の義務である。

第三に、終審法院が解釈要請をする前に、二つの条件を満たさねばならない。それらは「分類要件 (classification conditions)」と「必要要件 (necessity conditions)」であり、いずれも、158条3項の文言から導き出される。「分類要件」では、ある条文が除外条項 (excluded provision) であるかどうかを判断するに当たり、法院は条文の性格を考慮し、それが「中央人民政府の責任にある事項かあるいは中央との関係にあてはまるか」どうかを決定する。「必要要件」では、「分類要件」に合致する場合であっても、終審法院が事件の審査において、これらの条文を解釈する必要があり、かつその解釈が事件の判決に影響するかどうかを審査する。

第四に、法院が香港基本法158条にしたがって解釈を要請するかどうかを決定するにあたり、原則として考慮されるのは、「曖昧かどうか」である。<sup>63)</sup>

以上、終審法院による整理によると、終審法院による全人代常務委への基本法解釈要請は、158条3項が規定する義務である。ただし、解釈要請は香港基本法の除外条項が関連する場合にのみ限定されるうえに香港基本法158条に規定される「分類要件」、「必要要件」および曖昧さが存在する場合にのみ行われる。その後初めて全人代常務委に香港基本法解釈要請をしなければならない義務が生じる。重要な点は、「終審法院は全人代常務委にすべてを解釈要請できるのではない。というのも、終審法院は、司法権の行使として、最終的な判決を下す権限を有しており、158条3項に従って香港法院は『自ら』事件を解決するという責任がある。加えて、コモン・ロー法院はその司法機能をいかなる他の機関へと放棄してはならないという長きにわたって確立された原則がある。」<sup>64)</sup>

終審法院に対して司法省は以下の審理を要請した。それは、終審法院が1999年全人代常務委解釈の効力を考察すべきなら、158条3項に従って、終審法院は以下の2つの問題を全人代常務委に解釈要請しなければいけないのかどうか。第一に、158条1項の「解釈」が含む内容は何か。第二に、1999年全人代常務委解釈に記載されている24条2項4号の立法意図とされる1996年準備委意見は、香港法院に拘束力を有するののか。司法省は外国人メイド事件をきっかけとして、1996年準備委意見の法的地位の問題を解決しようとし、したがって莊豊源判決が引き起こした越境出産問題の解決を目論んでいる。<sup>65)</sup>

これに対し、終審法院は「必要要件」と「分類要件」そして曖昧さという要件を丁寧に検討し、以下の結論に達した。まず、「解釈要請にあたり、法院は、曖昧さの要素とともに、『分類要件』と『必要要件』を充足しなければならない。これを判断するのは法院であって、他のなにものでもない。」<sup>66)</sup> そして、「分類要件」について、「『分類要件』は、今回の事例において満たされている。158条は中央と香港の関係にあたる条文である。これには論争がない。」<sup>67)</sup> しかし、「必要要件」については、「『必要要件』は、満たされていない。終審法院が24条2項4号の真実の解釈に到達したため、全人代常務委への解釈要請は単に必要性がない。」<sup>68)</sup> したがって、「『必要要件』が満たされなかったため、曖昧さを検討する必要がない。したがって、解釈要請は棄却されねばならない。」

<sup>69)</sup> こうして、香港政府の全人代常務委解釈要請を却下した。

## 6. おわりに

本訴訟は、香港の外国人メイドは、香港に「通常居住」しているとみなされないため香港居留権が認められないと規定している移民条例が香港基本法24条2項4号に違反するかどうか争われた事件である。終審法院は外国人メイドに香港居留権を認めないという判決を下し、この事件に終止符を打った。

終審法院の判決をいまいちど振り返る。まず終審法院は、外国人メイドが香港で就労するための制度は非常に制限的で、外国人メイドの香港滞在大および就労の許可は、外国人メイドの労働契約と深く結びついていると判断した。そして、外国人メイドの香港における就労に対する厳格な制限を検討すると、終審法院は、外国人メイドは、コモン・ローにおいて伝統的に考えられている「通常居住」とは、質的にかき離れたものであるとした。それゆえ、移民条例は香港基本法24条に違反しない。次に、外部文書を香港基本法の立法意図を明らかにするために参照できるかどうかという外部文書問題については、直接の判断は回避された。最後に、全人代常務委に香港基本法解釈を要請すべきかどうかについては、終審法院が158条2項のもとで授権された香港基本法を解釈する権限により、24条2項4号の正当な解釈に至ったので、全人代常務委への解釈要請は必要がないとした。

全人代常務委への香港基本法解釈要請に焦点を当てると、外国人メイド事件において終審法院は、本来の香港基本法が予定していた手順ののちとして、香港基本法解釈要請問題を処理したといえよう。香港基本法の枠内で法的に解決を図った。これまで香港世論を揺るがす特に社会的関心の高い問題について、押しなべて香港基本法に予定されていない変則的な手順によって香港基本法解釈権が用いられてきたことを鑑みると、安定的な香港基本法解釈権の運用には一定の評価ができる。他方で、全人代常務委への香港基本法解釈要請により同時解決が期待された越境出産問題は手付かずのまま残された。今後はこの解決が香港基本法の枠内でどのようになされるのかが注目されよう。

### 脚注

- 1) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para.2.
- 2) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013)
- 3) Lo Pui Yin, *The Judicial Construction of Hong Kong's Basic Law: Courts, Politics and Society after 1997* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2014), p157.
- 4) Lo Pui Yin, *op.cit.*, p.158.
- 5) Faculty of Law, The University of Hong Kong, CCPL Rights Bulletin, Volume 3, Issue 1, [www.law.hku.hk/ccpl/Po Jen Yap, "Vallejos Evangeline B. v Commissioner of Registration: Why Foreign Domestic Helpers Do Not Have The Right of Abode", \(2011\) 41 H.K.L.J. 611. Vallejos Evangeline Banao v. Commissioner of Registration and Another\[2013\]HKCFA 56.](http://www.law.hku.hk/ccpl/Po Jen Yap, )
- 6) それぞれ 648万9,492人、9万7,084人。
- 7) 「Census and Statistics Department, Census 2011, Population by Nationality, 2001, 2006 and 2011 (香港特別行政区政府統計所 人口センサス2011(国籍別人口))」(<http://www.census2011.gov.hk/en/main-table/A105.html>)

- 8) 「Census and Statistics Department, Population Census 2011, Population by Nationality, 2001, 2006 and 2011 (香港特別行政区政府統計所 人口センサス 2011 (国籍別人口))」(<http://www.census2011.gov.hk/en/main-table/A105.html>)
- 9) 「Census and Statistics Department, Population Census 2011, Working Population by Nationality, Sex and Occupation, 2011(香港特別行政区政府統計所 人口センサス 2011(2011年国籍、性別及び職業別人口))」(<http://www.census2011.gov.hk/en/main-table/C122.html>)
- 10) Lo Pui Yin, op.cit., p.157.
- 11) Lo Pui Yin, Id., pp.158-157.
- 12) 自由党「外傭爭取居港權」民調公布 (<http://www.liberal.org.hk/event-20110804.html>)
- 13) 自由党「外傭爭取居港權」民調公布 (<http://www.liberal.org.hk/event-20110804.html>)
- 14) 『星島日報』2011年8月8日、<http://news.singtao.ca/toronto/2011-08-08/hongkong1312790064d3348627.html>)
- 15) “SJ Appeals to the Public to Respect the Court’s Adjudication of the Case Concerning Foreign Domestic Helper’s Right of Abode” (17 August 2011), <http://www.doj.gov.hk/eng/public/pdf/2011/pr20110817e.pdf>
- 16) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para.17. *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, HCAL 124/2010 (30 September 2011) at para. 29. 登記審判所の記録によると以下の事実も明らかになっている。雇用主とその家族は、あたかも彼女を家族のようにあつかっていたこと。香港社会にも溶け込んでおり、香港に友人を持ち、教会活動に積極的に参加し、余暇には教会のボランティア活動に参加していたこと。余暇には香港で講座も受講していたこと。香港を愛し、香港で引退生活を送りたいと願っており、夫も、彼女の希望を十分に支持し、香港で彼女と合流したいと願っていること。子どもたちは家庭を築き、財政的に独立していること。1990年代に、彼女が経営する小さな商店と蒸留水ビジネスは、息子に委譲されたこと彼女の雇用主は、彼女に経営する店をまかせていたため、彼女が香港居留権を申請することを支持していた。雇用主は入境事務所に、彼女が香港滞在身分を変更しても、住居を提供することを明らかにしていた。*Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, HCAL 124/2010 (30 September 2011) at para. 34-35.

17) 香港基本法 24 条は、香港基本法第 3 章「居民の基本的な権利と義務」に位置し、次の通り、香港居留権について規定している。

第 24 条

第 1 項 香港特別行政区の住民は香港住民と略称し、永住民と非永住民を含む。

第 2 項 香港特別行政区の永住民は下記のものである。

1 号 香港特別行政区成立以前または以後に香港で生まれた中国公民。

2 号 香港特別行政区成立以前または以後に香港に通常連続 7 年以上居住する中国公民。

3 号 1 号、2 号に記載されている住民の、香港以外で生まれた中国籍の子女。

4 号 香港特別行政区成立以前または以後に有効な旅行証明書を所持して香港に入り、香港に通常連続 7 年以上居住するとともに、香港を永住地とする非中国籍の人。

5 号 香港特別行政区成立以前または以後に 4 号に記載されている住民の、香港で生まれた満 21 歳未満の子女。

6 号 1 号から 5 号までに記載されている住民以外の、香港特別行政区成立以前に香港にだけ居留権をもつ人。

以上の住民は香港特別行政区で居留権を享有し、香港特別行政区の法律に基づいてその居留権を明記した永住民身分証明書を取得する資格をもつ。

第 3 項 香港特別行政区の非住民は、香港特別行政区の法律に基づいて香港住民身分証明書を取得する資格をもつが、居留権をもたない人である。

18) 弁護士は Mr Michael Fordham QC

19) Op.cit., at para. 20.

20) *R v. Barnet London Borough Council ex parte Shah* [1983] 2 AC 309.

21) 原文は、以下の通り。“living lawfully, voluntarily and for a settled purpose, as part of the regular order of life for the time being”

22) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para. 21.

23) 弁護士は Lord Pannick QC

24) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para. 22.

25) Id., at para.23.

26) Id., at para.24.

27) Id., at para.25.

- 28) *Id.*, at para.7.
- 29) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, HCAL 124/2010 (30 September 2011) at para. 36, 39.
- 30) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para. 8.
- 31) *Id.*, at para.10.
- 32) *Id.*, at para.11.
- 33) *Id.*, at para.12.
- 34) *Id.*, at para.13.
- 35) *Id.*, at para.15. *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, HCAL 124/2010 (30 September 2011) at para. 40.
- 36) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para. 16.
- 37) *Prem Singn v. Director of Immigration* (2003) 6 HKCFAR 26. 終審法院は、「通常居住」と認められるためには、香港に永住拠点となる住居を建設するつもりであり、香港のみを永住地とすることについて明確な歩みをしていることを、入境事務所所長に納得させねばならない、とした。
- 38) *Fateh Muhammad v. Commissioner of Registration* (2001) 4 HKCFAR 278. この事件は、1960年代から香港に居住していた外国人に関する事件である。原告は1998年に永住IDを申請したが、1994年から1997年にかけて服役していたことから、却下された。移民条例2条4項(b)によると、原告は服役中は香港に通常居住しているとみなされない。したがって、入境事務所は、原告が申請前に連続7年以上居住していないとした。原告は移民条例2条4項(b)が香港基本法24条2項4号に違反していると争ったが、終審法院において敗訴した。
- 39) *Ng Ka Ling v. Director of Immigration* (1999) 2 HKCFAR 4.
- 40) 第一審裁判所で争点となったのは1997年4月に発行された入境事務所のパンフレット。
- 41) *Director of Immigration v. Chong Fung Yuen* (2001) 4 HKCFAR 211.
- 42) Po Jen Yap, *op.cit.*, pp.611-612.
- 43) Press Release, September 30,2011, <http://www.info.gov.hk/gia/general/201109/30/P201109300321.htm>
- 44) Press Release, October 19, 2011, <http://www.info.gov.hk/gia/general/201110/19/P201110190195.htm>
- 45) Press Release, March 28, 2012, [http://www.info.gov.hk/gia/general/201203/28/P201203280532\\_print.htm](http://www.info.gov.hk/gia/general/201203/28/P201203280532_print.htm)
- 46) Press Release, December 13, 2012, [http://www.info.gov.hk/gia/general/201212/13/P201212130576\\_print.htm](http://www.info.gov.hk/gia/general/201212/13/P201212130576_print.htm)
- 47) Press Release, December 13, 2012, [http://www.info.gov.hk/gia/general/201212/13/P201212130576\\_print.htm](http://www.info.gov.hk/gia/general/201212/13/P201212130576_print.htm)
- 48) Press Release, December 13, 2012, [http://www.info.gov.hk/gia/general/201212/13/P201212130576\\_print.htm](http://www.info.gov.hk/gia/general/201212/13/P201212130576_print.htm)
- 49) “Clarification will not harm rule of law: SJ”, Hong Kong’s Information Services Department, December 13, 2012, [http://archive.news.gov.hk/en/categories/law\\_order/html/2012/12/20121213\\_134235.shtml](http://archive.news.gov.hk/en/categories/law_order/html/2012/12/20121213_134235.shtml)
- 50) 自然で日常的な居住
- 51) Vallejos Evangeline Banao 對人事登記處處長及人事登記審裁處、Domingo Daniel L. 對人事登記處處長及人事登記審裁處、終院民事上訴2012年第19號及第20號、新聞摘要
- 52) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para. 88.
- 53) *Id.*, at para.88.
- 54) *Id.*, at para.89.
- 55) 詳細について、以下の論文に詳しい。LEUNG, Ling Sze Nancy 「出生地主義が提起した居住権問題—香港の事例研究—」『立命館国際研究』第25巻2号、2012年10月。
- 56) Lo Pui Yin, *op.cit.*, pp.164-165.
- 57) 王千華、李岳峰「香港特別行政区『外傭居港權』案判決述評」鄧平学編『港澳基本法實施評論』(2014年巻、第1巻) 法律出版社、2015年1月、112頁。
- 58) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, HCAL 124/2010 (30 September 2011) at para. 118-131.
- 59) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para. 91.
- 60) 以下の事例があげられる。*Ng Ka Ling v. Director of Immigration* (1999) 2 HKCFAR 4, *Lau Kong Yung v. Director of Immigration* (1999) 2 HKCFAR 300, *Director of Immigration v Chong Fong Yuen* (2001) 4 HKCFAR 211, *Tam Nga Yin v. Director of Immigration* (2001) 4 HKCFAR 251, *Democratic Republic of the Congo v. FG Hemisphere Associates LLC(No.1)* (2011) 14 HKCFAR 95.



- 61) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para.102. 実際の訴訟が存在しないのに、全人代常務委の解釈がなされた事例として、以下がある。① 2004年4月6日の香港基本法付属文書1の7条および付属文書2の3条に関する解釈、② 2005年4月27日の香港基本法53条2項に関する解釈。
- 62) ただし、香港基本法158条3項は、香港法院は「事件の審理にあたり、他の条文も解釈することができる」と規定しているため、自治範囲内の条文のみならず、香港基本法のすべての条文を解釈できると考えられている。Id., at para. 103.
- 63) Id., at para.105.
- 64) Id., at para. 106.
- 65) 王千華、李岳峰「香港特別行政区『外傭居港権』案判決述評」鄧平学編『港澳基本法実施評論』（2014年巻、第1巻）法律出版社、2015年1月、114頁。
- 66) *Vallejos Evangeline Banao, also known as Vallejos Evangeline B. v. Commissioner of Registration and another*, FACV 19/2012 (25 March 2013) at para.109.
- 67) Id., at para, 110.
- 68) Id., at para. 111.
- 69) Id., at para. 112.